

最高裁秘書第1111号

令和3年4月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月31日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

退職した裁判官又は裁判所職員の訃報に接した場合における、最高裁判所の事務処理が書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1281号

令和3年4月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

退職した裁判官又は裁判所職員の訃報に接した場合における、最高裁判所の事務処理が書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年4月5日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第5号

(2) 謝問日

令和3年4月23日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1282号

令和3年4月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

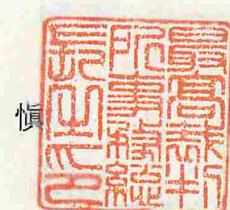
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年4月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

退職した裁判官又は裁判所職員の訃報に接した場合における、最高裁判所の事務処理が書いてある文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月31日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書は最高裁判所長官及び最高裁判所事務総長が弔慰を示す際の参考として、一応の目安を記載した文書等であるところ、原判断において不開示とされた部分には、弔電を打電する範囲や訃報を配布する範囲が記載されており、これらの情報は、公にすることで画一的な基準として運用されているような誤解を生じさせるなど、訃報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号に規定する事務支障に相当する。

(2) よって、原判断は相当である。